

議員提出第 1 号

天草市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

天草市議会会議規則の一部を改正する規則を次のように制定するものとする。

令和 3 年 3 月 2 2 日提出

議会運営委員長 勝木幸生

天草市議会会議規則の一部を改正する規則

天草市議会会議規則（平成 1 8 年天草市議会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「事故のため」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため」に改め、同条第 2 項中「日数を定めて」を「出産予定日の 6 週間（多胎妊娠の場合にあっては、1 4 週間）前の日から当該出産の日後 8 週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第 9 1 条第 1 項中「事故のため」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため」に改め、同条第 2 項中「日数を定めて」を「出産予定日の 6 週間（多胎妊娠の場合にあっては、1 4 週間）前の日から当該出産の日後 8 週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第 1 3 9 条第 1 項中「、請願者の住所及び氏名（法人の場合にはその名称及び代表者の氏名）を記載し、請願者が押印」を「及び請願者の住所を記載し、請願者が署名又は記名押印」に改め、同条中第 4 項を第 5 項とし、第 3 項を第 4 項とし、同条第 2 項中「請願を」を「前 2 項の請願を」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（提案理由）

女性をはじめとする多様な人材の市議会への参画を促進する環境整備を図る観点から、天草市議会においても住民が議員として活動するに当たっての制約要因の解消に資するため、また、原則として押印を廃止する政府の政策動向を踏まえ、規則を改正する必要がある。

これが、この規則を提出する理由である。